

福祉医療費受給者証の

更新と交付のお知らせ



現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方と、新たに対象となる小学生の世帯現況届を提出いただいた保護者の方には、7月中旬に申請書を同封した通知をお送りします。お住まいの地区で手続きを行ってください。

身体障害者手帳1〜3級をお持ちで後期高齢者医療制度に加入している方は、受給者証の有効期限がありませんので、更新の通知はお送りしません。



現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます（一部受給者を除く）。8月1日から新たに対象となる小学生のお子さんの受給者証も交付します。

【更新日程】

日にち	対象地区	場所	時間
7月24日（火）	上桧木内・桧木内	桧木内出張所	午前9時～午後5時
	西明寺	西木庁舎	
7月25日（水）	田沢・生保内	田沢湖庁舎	午前9時～午後7時
	神代	神代出張所	
7月26日（木）	角館	角館西側庁舎	午前9時～午後4時
7月27日（金）			
7月28日（土）	市内全地区		午前9時～午後4時
7月29日（日）			

時間延長しました。

※上記日程以外での更新または申請、交付の手続きは行いませんので、**忘れずに手続きをしてください。**

※お住まいの地区以外での更新または申請、交付を希望される方は、通知が届きましたら、**7月20日（金）まで**市民課国保年金係へご連絡ください。
※当日の会場は混雑する時間帯が多々ありますので、通知に同封してあります申請書は**必ず記入をして**、お持ちくださるようお願いいたします。



8月1日から新たに「小学生も対象」となります

新たに対象となる小学生のお子さんがある世帯に、世帯現況届の提出をお願いします。世帯現況届の提出がなければ、受給者証の交付ができませんので、まだ提出していない方は至急提出くださいますようお願いいたします。

福祉医療制度について

医療費の自己負担を補助します

福祉医療費助成制度は、乳幼児および小学生、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障害者および重度心身障害（児）者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担するものです。

【乳幼児および小学生】…生まれた日から小学校修了年度の3月31日まで

【母子・父子家庭の児童】…母子・父子家庭となった日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（例えば、7月3日で満18歳になった人は翌年の3月31日まで）

【重度心身障害（児）者】…身体障害者手帳1〜3級を持っている方または療育手帳Aを持っている方

【高齢身体障害者】…65歳以上の身体障害者手帳4〜6級を持っている方（社会保険本人を除く）

※重度心身障害（児）者以外は所得制限があります。ただし、重度心身

障害者であっても社会保険本人の場合には所得制限があります。

※乳幼児および小学生の自己負担の補助内容は下記のとおりです。

- ①受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は10000円（1医療機関、1カ月ごと、入院・外来別）
- ②0歳児は医療機関での自己負担はなし。
- ③市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

福祉医療制度に該当するが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成24年7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民課国保年金係へお問い合わせください。

●問合せ／市民課国保年金係
☎(43) 3307



国民健康保険高齢受給者証の

更新があります



国民健康保険に加入している70歳から74歳の方がお持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が更新になります。新しい受給者証は7月下旬に自宅に郵送します。8月1日から、医療機関へ受診の際は、新しい受給者証を窓口へ提示してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新になります。該当となる方には申請書を併せて送付しますので、**8月1日以降**に各庁舎国保担当窓口で手続きをお願いいたします。

70歳未満の方で「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満で8月1日以降も入院の予定がある方は、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください。

「定証」の申請をすることで入院にかかる医療費の減額認定を受けることができます。

8月1日以降に各庁舎国保担当窓口で手続きをお願いします。
平成24年度の国民健康保険税の税率は据え置きとなります

国民健康保険では平成23年3月に策定した「仙北市国民健康保険事業運営安定化計画」に基づき、計画期間中、一般会計からの支援により財政の健全化を進めているところですが、平成23年度は、国保の医療費が計画に基づく推計よりも抑制されたことから、単年度で黒字決算となる見込みです。そのため、平成24年度の国保税の税率は据え置くこととします。

詳しくは、7月中旬に送付される国保税の納税通知書に同封されるチラシをご覧ください。

●問合せ／市民課国保年金係
☎(43) 3307

